資料　No.3

町外移動のタクシー料金助成の実証実験を始めます！（平成31年1月より）

■実証実験実施について

コミュニティバス利用者は平成27年をピークに利用者が減少してきています。その要因のひとつには高齢化が進み、自宅からバス停までの移動が困難な方が増えていることがあると考えます。
また、過去のコミュニティバスアンケート調査では町外への移動ニーズも少なくありません。
このことから、バスではなくドアtoドアの移動が可能なタクシーによる町外移動の助成を実証実験としてするものです。

■どのような制度？

・タクシーを利用して町外移動をする際のタクシー運賃の助成を実証実験として始めます。
・対象の方は、まちづくり企画課で申請していただき、「タクシー登録証（以下登録証）」を受け取ります。
・町内～町外間のタクシー利用時に「登録証」を提示することで運賃が最大半額となります。
・実証実験のため、期間限定ではありますが、ぜひご利用ください。

■概要について

〇実証実験（助成）期間：平成31年1月4日から平成31年3月31日
〇対象者：一人でタクシー乗降ができるか、介助者が同行できる早島町在住者のうち、次のいずれかに該当する方。
　①７０歳以上の方で、福祉タクシー助成（タクシーチケット）の対象でない方
　②妊婦さん（母子手帳の発効日から１年以内の方。産後であっても利用可能です）
〇申請に必要なもの：
・保険証等年齢確認できるもの
・印鑑
・母子手帳（妊婦対象者のみ）
〇申請受付開始予定日：12月10日
〇助成額：
・対象者①７０歳以上の方：
　タクシー１回の運賃が1,000円までなら半額、1,000円を超える場合は500円の助成。
・対象者②妊婦さん：
タクシー１回の運賃が2,000円までなら半額、2,000円を超える場合は一律1,000円の助成。

※登録証お持ちの方２名以上で乗車する場合であっても、１名分の登録証のみ利用可能となります（２倍等の助成にはなりません）。

〇助成上限回数：６回まで利用可能。
〇対象となる移動：町外～町内間のタクシーによる移動
〇対象タクシー事業者：早島タクシー、澤田交通

タクシー助成利用イメージ

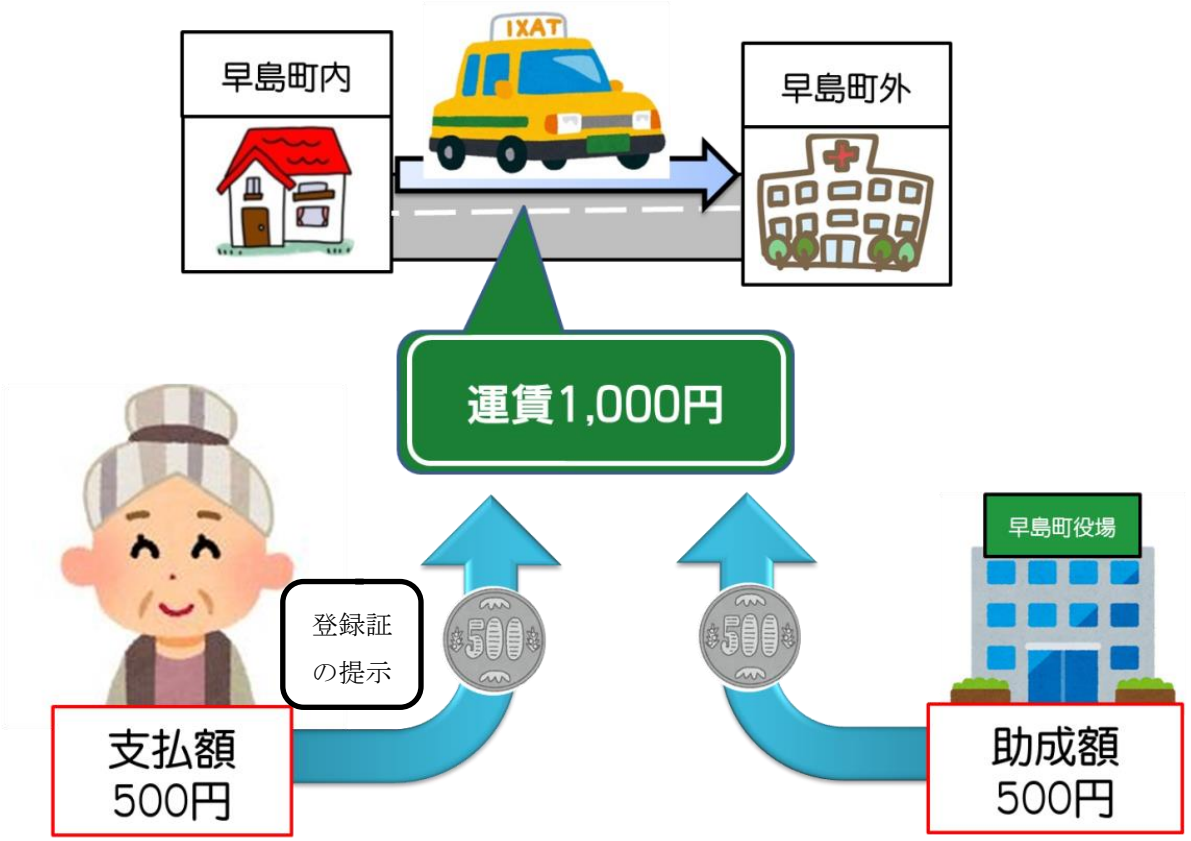

利用方法について

①希望者はまちづくり企画課でタクシー登録証の申請。

申請に必要なもの
1.保険証等本人確認ができるもの
2.印鑑
3.母子手帳（妊婦対象者のみ）
（母子手帳の発効日から一年以内の方）

②タクシー登録証を交付。

助成について

①70歳以上の方
タクシー1回利用あたりの運賃が1,000円までなら半額
1,000円を超える場合は一律500円の助成。
②妊婦さん
タクシー1回利用あたりの運賃が2,000円までなら半額
2,000円を超える場合は一律1,000円の助成

実証実験期間中、6回まで利用可能。

③タクシー登録証の提示により、町内～町外の移動の際にタクシー運賃が助成により安くなります！

支払運賃について

■①70歳以上（助成上限500円）

運賃	支払う運賃	助成額
800円	400円	400円
1,000円	500円	500円
1,500円	1,000円	500円
2,000円	1,500円	500円

運賃1,000円まで
→半額助成

運賃1,000円以上
→一律500円の助成

■②妊婦（助成上限1,000円）

運賃	支払う運賃	助成額
800円	400円	400円
1,000円	500円	500円
1,500円	750円	750円
2,000円	1,000円	1,000円
2,500円	1,500円	1,000円

運賃2,000円まで
→半額助成

運賃2,000円以上
→一律1,000円の助成